

特定外来生物被害防止基本方針の変更について

1. 経緯

平成 17 年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号)(以下「外来生物法」という)の施行状況について、平成 24 年 5 月より中央環境審議会で審議が行われ、平成 24 年 12 月に同審議会から環境大臣及び農林水産大臣に意見具申「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」がなされた。この意見具申を踏まえ、平成 25 年 6 月に外来生物法の一部を改正する法律が成立、公布された。こうした状況を踏まえ、「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針」(以下「基本方針」という)を変更する必要がある。基本方針の変更の案の作成に当たり、主務大臣は中央環境審議会の意見を聴くこととしており、同審議会自然環境部会に設置されている外来生物対策の方検討小委員会で具体的な検討を行う。

2. 変更の主なポイント

○外来生物法の改正に伴う変更

- ・ 外来生物との交雑により生じた生物を特定外来生物に選定する際の考え方
- ・ 防除の推進に資する学術研究の目的で行う放出等の許可の考え方
(※特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させること等の許可基準等)
- ・ 輸入物資に特定外来生物が付着・混入している場合の輸入品等を検査する際の考え方(※特定外来生物の付着・混入に係る検査実施の判断基準等)
- ・ 輸入品等に特定外来生物が付着・混入していた際の輸入品等の消毒又は廃棄を命じる際の考え方(※命令を行う場合の基準等)

○中央環境審議会の意見具申(平成 24 年 12 月)を踏まえた変更。

- ・ 予防的観点に立った特定外来生物指定の考え方
- ・ 侵略性の高い外来生物の初期侵入が確認される等、緊急に輸入規制等が必要な場合の特定外来生物指定の考え方
- ・ 飼養等許可を受けた者に対する適正管理指導の進め方
- ・ 非意図的に導入される特定外来生物の侵入経路を特定・管理するための調査等に係る考え方
- ・ 国と地方公共団体等における情報共有、防除に係る連携の進め方 等

(参考) [外来生物法 第3条]

第1項 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

第2項 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
- 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
- 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
- 四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

(略)

第4項 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

3. 検討のスケジュール（案）

H25.8.29 自然環境部会 …外来生物対策の方針検討小委員会での検討を了承



H25.9.～ 自然環境部会 外来生物対策の方針検討小委員会

9月 第1回外来生物対策の方針検討小委員会

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の変更の案について

■
報告書案に対するパブリックコメント



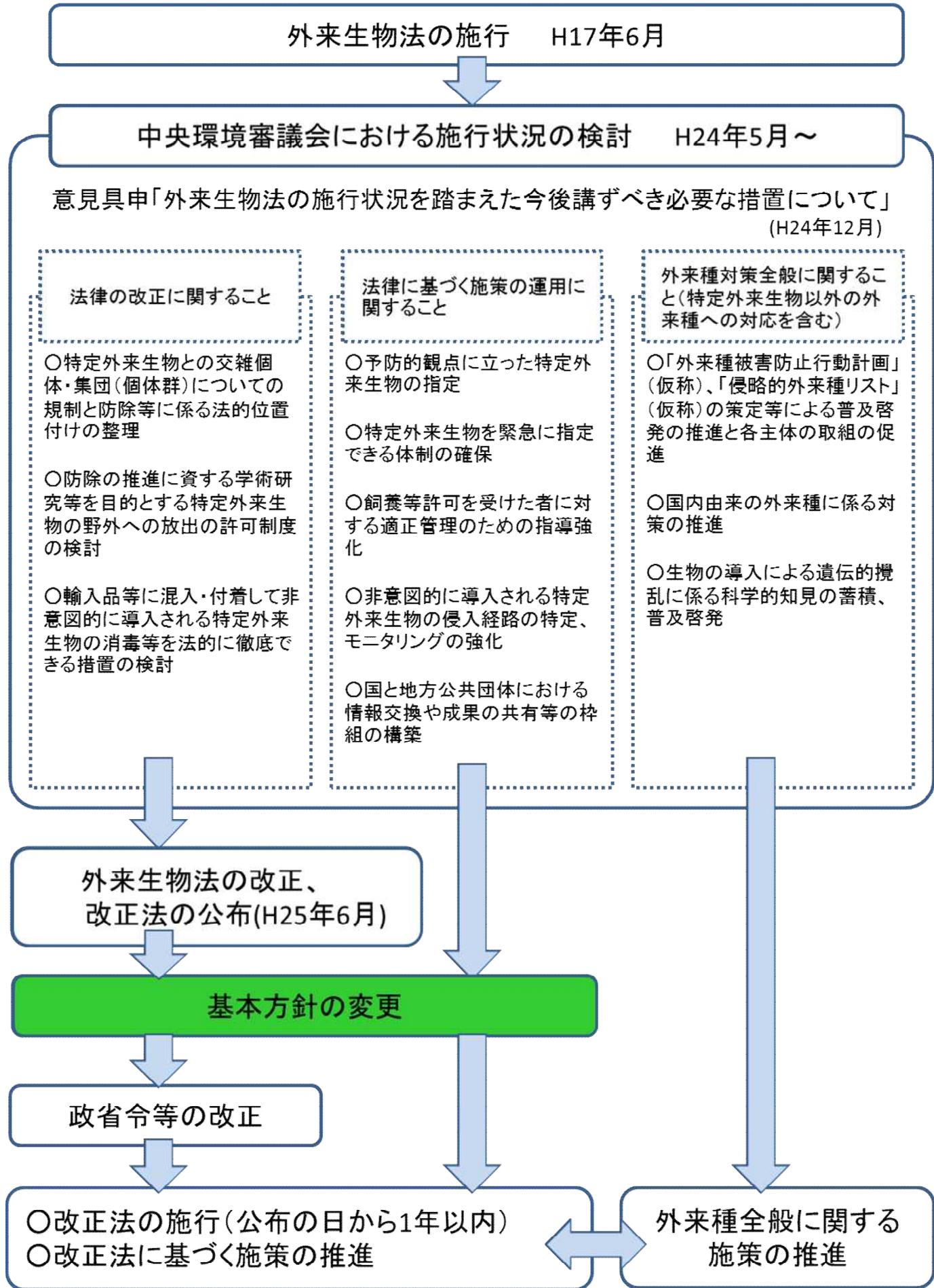
11月 第2回外来生物対策の方針検討小委員会

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の変更の案について



H25.12月 自然環境部会 …基本方針の変更の案のとりまとめ

基本方針の変更に係る経緯等



中央環境審議会議事運営規則

(会議の招集)

第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に關係のある臨時委員に通知するものとする。

(会長)

第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第四条 審議会に、次に掲げる九部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 循環型社会計画部会
- 四 環境保健部会
- 五 大気・騒音振動部会
- 六 水環境部会
- 七 土壤農薬部会
- 八 自然環境部会
- 九 動物愛護部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適當な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

(部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができます。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適當と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。

3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、

総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条（第二条第二項を除く。）までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。
- 5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年三月二十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前に大気環境部会、騒音振動部会及び野生生物部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、大気環境部会又は騒音振動部会にされたものは大気・騒音振動部会に、野生生物部会にされたものは自然環境部会に対してされた付議とみなす。

- 2 この規則の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に置かれていた第八条第一

項の専門委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、大気環境部会又は騒音振動部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に置かれた小委員会にあっては自然環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。

- 3 この規定の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）第六条第二項の規定により大気環境部会又は騒音振動部会に属する専門委員にあっては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に属する専門委員にあっては自然環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に大気環境部会の専門委員会若しくは専門委員会、騒音振動部会の専門委員会又は野生生物部会の専門委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により大気環境部会の専門委員会若しくは専門委員会に属する専門委員及び騒音振動部会の専門委員会に属する専門委員にあっては大気環境・騒音振動部会の専門委員会又は専門委員会に、野生生物部会の専門委員会に属する専門委員にあっては自然環境部会の専門委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

外来生物対策のあり方検討小委員会の設置について

平成25年3月26日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、外来生物対策のあり方検討小委員会を置く。
2. 外来生物対策のあり方検討小委員会は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案の作成及び見直しについての検討を行う。
3. 外来生物対策のあり方検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができます。

外来生物対策のあり方検討小委員会の運営方針について

平成25年3月26日
自然環境部会長決定

1. 会議の公開

(1) 会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、委員長は、小委員会を非公開とすることができます。

(2) 公開する場合の必要な制限

委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2. 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

3. 会議録

(1) 会議録の作成、配布

①会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。

②会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。

③会議録は、小委員会に属する委員等に配布するものとする。

(2) 会議録及び議事要旨の公開

①公開した会議の議事録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開するものとする。

②小委員会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。

③公開した会議の会議録（小委員会が公開を認めた会議録を含む。）及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。